

国際線利用促進事業委託業務 公募型プロポーザル  
審査要領

1 目的

この要領は、国際線利用促進事業委託業務を委託する業者をプロポーザル（企画提案）方式で選定する手続きに関して必要な事項を定める。

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査委員一人当たり100点）とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員1人当たりの配点は次のとおりとする。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 業務に対する考え方    | 15点 |
| (2) 企画内容         | 50点 |
| (3) 実施体制         | 20点 |
| (4) 経費見積         | 10点 |
| (5) 県が推進する施策への取組 | 5点  |

3 審査方法等

国際線利用促進事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、国際線利用促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和8年4月下旬

場所：高知市内

※プロポーザル参加申込者へは、別途通知する

(2) 審査委員会におけるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1事業者15分以内とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、県への参加申込書の到着順とする。
- ③ 各事業者のプレゼンテーション終了後に、審査委員からの質疑の時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めない。
- ⑤ 各事業者の出席者の上限は、3名とする。

(3) 審査方法

- ① 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。

- ② すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③ 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、各審査委員の多数決投票により、候補者と次点者を選定し、同点となったときは、審査委員長の判断により決定する。
- ④ 上記②、③にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選出しません。

## 審査基準

審査の項目	審査の着眼点	配点
(1) 業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施目的やねらいを十分に理解しているか。</li> <li>・ 事業の実施目的を実現しようとする姿勢が見られるか。</li> </ul>	15
(2) 企画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標達成の手法について、現実的な内容であり、かつ、明確に提案されているか。</li> <li>・ 見る人に内容や趣旨が伝わり、かつ目を引く企画となっているか。</li> <li>・ 広報媒体の選定にあたっての考え方は適切か。</li> <li>・ 航空路線の利用促進につながるような工夫やアイデアが盛り込まれているか。</li> <li>・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか。</li> </ul>	50
(3) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的を実現するために必要な人員数を確保できているか。</li> <li>・ 事業目的を実現するために必要な能力、経験を有する人員を充てているか。</li> </ul>	20
(4) 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積金額は妥当か。</li> <li>・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか。</li> </ul>	10
(5) 県が推進する施策への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が推進する以下の施策に取り組んでいるか。</li> <li>①「高知県ワークライフバランス推進企業」の次の部門の認証を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 男性育休推進部門</li> <li>イ 次世代育成支援部門又は女性の活躍推進部門</li> <li>ウ ア、イ以外の部門</li> </ul> </li> <li>②「こうち男性育休推進企業」に登録しているか。</li> <li>③「こうち SDGs 推進企業」に登録しているか。</li> </ul>	5
合計		100